

# 給与計算 解説シート

[残業]No.1～No.3で”はい”と答えた方は注意が必要です。

- No.1 → 基本給だけでなく営業手当や皆勤手当などの手当は残業計算の基礎賃金に含む賃金です。残業の基礎とならない賃金は、① 家族手当 ② 通勤手当 ③ 別居手当 ④ 子女教育手当 ⑤ 住宅手当(一律に定額で支給されるものは除く) ⑥ 臨時に支払われた賃金(結婚手当、私傷病手当等) ⑦ 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)です。但し実態によるため、名称で判断をしてはいけません。
- No.2 → 労働者の不利になる端数処理はできません。切捨てはできません。1時間当たりの賃金額及び割増賃金額を円未満を”四捨五入”もしくは”切上”と処理します。
- No.3 → 1日の合計時間の切捨処理はできません。但し、時間外・休日・深夜の各労働時間において、1ヶ月の合計時間を30分未満を切捨て、30分以上を1時間に切り上げることは可能です。

[通勤交通費]支給・不支給は会社の判断で決定ができます。但し”はい”と答えた方は注意が必要です。

- No.4 → マイカー通勤の方は距離比例額を超える金額については課税対象となります。

[社会保険]No.5～No.11は社会保険料を控除する時点や金額に注意が必要です。

- No.5 → 被保険者負担分の控除額の端数が50銭以下のときは切捨て、50銭を超えるときは切上げて1円とします。例:0.5の場合は切捨処理 0.51～の場合は切上処理
- No.6 → 算定基礎届に従い、9月に社会保険料が変更される方がいます。
- No.7 → 固定的賃金に変動があり、変動のあった月から3ヶ月を平均した標準報酬月額が2等級以上変わったときは、保険料の改定が必要です。
- No.8 → 健康保険・介護保険料率は3月度、厚生年金保険料率は9月度保険料より毎年変更されます。雇用保険料率は4月1日に毎年変更があります。4月支払給与で変更を行うのではなく、労働保険の年度更新期間に合わせて料率変更を行います。
- No.9 → 保険料の控除には、当月控除と翌月控除があります。退職時に必要な控除がされているか確認して下さい。
- No.10 → 健康保険加入者の40歳誕生日の前日の月から介護保険料の徴収を行います。また、65歳誕生日の前日の月から介護保険料の徴収はなくなります。
- No.11 → 労働保険年度初日(4月1日)より、満64歳以上の社員は保険料免除となります。

[所得税]No.12は所得税計算に関する内容です。”いいえ”と答えた方は注意が必要です。

- No.12 → 扶養控除等申告書を毎年確認する必要があります。  
扶養人数の数の求め方は単に扶養している人数ではなく、控除対象扶養親族のうち年齢16歳未満の方は人数カウントより除外されます。その他にも、障害者・寡婦・寡夫・勤労学生などの要件によって扶養親族等の数+1人で計算を行います。